

利 用 者 の た め に

I	果樹共済事業の概要	1
II	用語の説明	28
III	利用上の注意	29

I 果樹共済事業の概要

1. 機 構

農業共済制度は、同様の危険にさらされている多数の農業者が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときに、その共同準備財産をもって被災農業者に共済金の支払いをするという農業者の相互扶助を基本とした制度である。

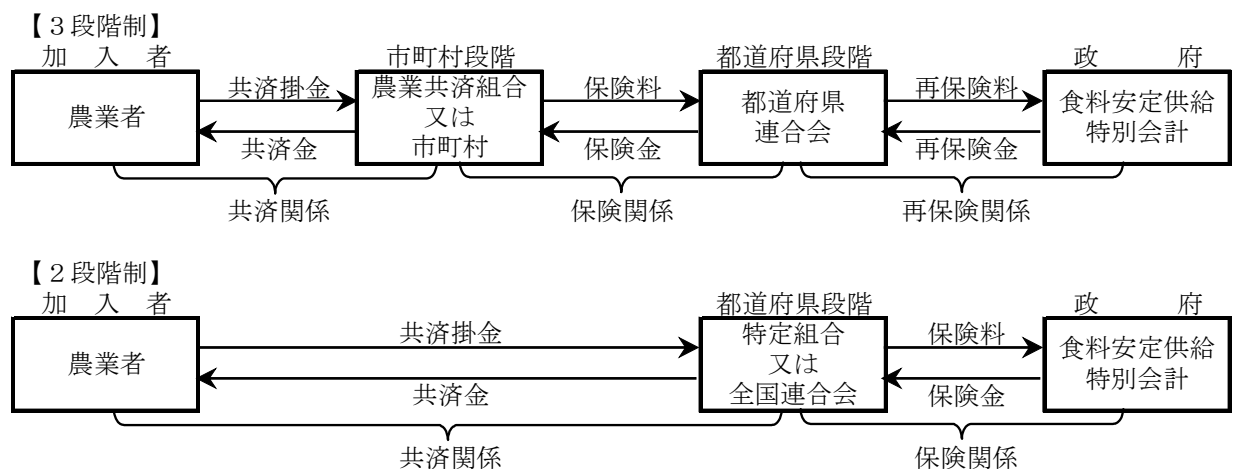
我が国は地理的、気象的条件から災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚である。このため、農業共済事業は、地域的な危険分散を図るとともに、広範囲に激甚な災害が発生しても共済金の支払に支障を来さぬよう政府の再保険が措置されている。

(1) 3段階制

一又は二以上の市町村の区域をその区域とする農業共済組合又は共済事業を行う市町村が組合員等から共済責任を負うとともに、その共済責任の大部分を都道府県連合会の保険に付し、更に、都道府県連合会の負う保険責任の一部を政府の再保険に付している。

(2) 2段階制

特定組合等が組合員から共済責任を負うとともに、その共済責任の一部を政府の保険に付している。



2. 加入資格者

果樹共済の加入資格を有する者（以下「加入資格者」という。）は、当該事業の実施区域内に住所を有し、かつ、果樹共済の共済目的の種類とされている果樹につき栽培の業務を営む者であって、当該果樹の類区分ごとの栽培面積が組合等が定める一定面積（当該果樹の類区分ごとの栽培面積が5 a から30 a の範囲内で組合等が定める。）以上の農業者である。

なお、特定危険方式への加入は、次の基準のいずれかに該当する者に限られる。

- ① 共済目的の種類ごとに、栽培面積が20 a（おうとう、びわ、すももは10 a）を下らない範囲内で組合等が定める面積基準以上で、かつ、その果樹について5年以上の栽培経験を有すること。
- ② 特定危険以外の共済事故（病虫害等それぞれの方式において共済金支払対象とならない共済事故）による損害の防止を行うために必要な施設が整備され、かつ、その防止を果樹栽培者と共同で適正に行う見込みがあること。

3. 果樹共済の種類、引受方式、共済目的の種類及び類区分等

(1) 果樹共済の種類と引受方式

果樹共済の種類は、果樹の永年性作物としての特性にかんがみ、年産ごとの果実の損害を対象とする「収穫共済」と、将来にわたって果実を生む資産としての樹体そのものの損害を対象とする「樹体共済」の2種類がある。なお、収穫共済の引受方式は、以下のア～カとおりでである。

ア 全相殺減収方式

イ 全相殺品質方式

ウ 半相殺方式

(ア) 減収総合方式

① 一般方式

② 短縮方式

(イ) 特定危険方式

① 減収暴風雨方式

② 減収ひょう害方式

③ 減収凍霜害方式

④ 減収暴風雨・ひょう害方式

⑤ 減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式

エ 地域インデックス方式

オ 災害収入共済方式

カ 樹園地方式

(ア) 減収総合方式

① 一般方式

② 短縮方式

(イ) 特定危険方式

- ① 減収暴風雨方式
- ② 減収ひょう害方式
- ③ 減収凍霜害方式
- ④ 減収暴風雨・ひょう害方式
- ⑤ 減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式

(2) 共済目的の種類

ア 収穫共済

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ（はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平）、りんご、ぶどう、なし（支那なしの品種に属するなしを除く。以下同じ。）、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル

ただし、樹園地方式については、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツに限るものとする。

また、ガラス又はこれに類する採光性及び耐久性を有する物により造られた温室内において栽培されている果樹は除外される（このような果樹は園芸施設共済の施設内農作物等で引き受けることができる。）。

イ 樹体共済

収穫共済と同じ（毎年結実する状態に達していない果樹（未結果樹）を除く。）

(3) 類区分及び細区分

ア 収穫共済

果樹には、同一の共済目的の種類に属するものであっても、品種、栽培方法によって収穫時期、被害の発生態様に差異があることから、これらの差異の大きいものについて、品種、栽培方法等に応じた区分（以下「類区分」という。）を定めている。また、災害収入共済方式以外の引受方式においては、同一の収穫共済の類区分に価格差の大きい複数の品種が含まれている場合には、都道府県ごとに、価格差に応じて更に区分（以下「細区分」という。）を定めている。

また、果実の1kg当たり価額は、共済目的の種類ごと（細区分が定められている場合は細区分ごと）及び農林水産大臣が定める地域ごとに、過去一定年間における果実の平均価格を基礎として定めている。

イ 樹体共済

樹体共済についても、生育の程度に応じて樹体共済の類区分を定められることとなっているが、現在、当該区分は定められていないので、共済金額の設定及び支払共済金の算定は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとを単位として行うこととなる。

(4) 類区分と引受方式

ア うんしゅうみかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、かき、うめ

第1欄 (共済目的の 種類)	第2欄 (加入区 分)	第3欄 (類区分)		第4欄 (選択できる引受方式)
うんしゅうみ かん	第1区分	1類	早生うんしゅうの品種の うんしゅうみかん（3類 に属するものを除く。）	全相殺減収方式、全相殺品質 方式及び半相殺方式
		2類	普通うんしゅうの品種の うんしゅうみかん（3類 に属するものを除く。）	全相殺減収方式、全相殺品質 方式及び半相殺方式
		3類	うんしゅうみかんのう ち、プラスチックハウス （主としてプラスチック フィルムが被覆材として 使用されている法第98条 第1項第7号に規定する 特定園芸施設をいい、気 象上の原因により農作物 の生育が阻害されること を防止するための施設を 除く。以下同じ。）を用 いて栽培されるもの	全相殺減収方式、全相殺品質 方式及び半相殺方式
	第2区分	4類		地域インデックス方式
	第3区分	5類	うんしゅうみかんのう ち、プラスチックハウス を用いて栽培されるもの 以外のもの	災害収入共済方式
		3類	うんしゅうみかんのう ち、プラスチックハウス を用いて栽培されるもの	全相殺減収方式、全相殺品質 方式、半相殺方式及び災害収 入共済方式
指定かんきつ	第1区分	1類	はっさく、ぽんかん、ぶ んたん、ネーブルオーレ ンジ、ゆず、愛媛果試第28 号	全相殺減収方式、全相殺品質 方式及び半相殺方式
		2類	さんぼうかん、たんか ん、清見、日向夏、セミ ノール、不知火、河内晩 柑、はるみ、レモン、せ とか、甘平	全相殺減収方式、全相殺品質 方式及び半相殺方式
	第3区分	3類		災害収入共済方式

りんご	第 1 区分	1 類	早生の品種のりんご	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
		2 類	中生の品種のりんご	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
		3 類	晩生の品種のりんご	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
	第 2 区分	4 類		地域インデックス方式
	第 3 区分	4 類		災害収入共済方式
ぶどう	第 1 区分	1 類	早生の品種のぶどう（4 類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
		2 類	中生の品種のぶどう（4 類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
		3 類	晩生の品種のぶどう（4 類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
		4 類	ぶどうのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
	第 2 区分	5 類		地域インデックス方式
	第 3 区分	6 類	ぶどうのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの以外のもの	災害収入共済方式
		4 類	ぶどうのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び樹園地方式
なし	第 1 区分	1 類	早生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
		2 類	中生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
		3 類	晩生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式

	第 2 区分	4 類	日本なしの品種のなし	地域インデックス方式
		5 類	西洋なしの品種のなし	地域インデックス方式
	第 3 区分	6 類		災害収入共済方式
もも	第 1 区分	1 類	生食用早生の品種のもも	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
		2 類	生食用中生及び晩生の品種のもも	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
		3 類	加工用の品種のもも	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
	第 2 区分	4 類		地域インデックス方式
	第 3 区分	4 類		災害収入共済方式
かき	第 1 区分	1 類	甘がきの品種のかき	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
		2 類	渋がきの品種のかき	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
	第 2 区分	3 類		地域インデックス方式
	第 3 区分	3 類		災害収入共済方式
うめ	第 1 区分	1 類	小うめの品種のうめ	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
		2 類	小うめの品種以外のうめ	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
	第 2 区分	3 類		地域インデックス方式
	第 3 区分	3 類		災害収入共済方式

(注) なしの区分及びうめの区分に属する品種の果樹には、当該果樹に係る授粉樹が含まれるものとする。

イ なつみかん、いよかん、おうとう、びわ、くり、すもも、キウイフルーツ及びパイナップル

共済目的の種類	選択できる引受方式
おうとう、くり、すもも、キウイフルーツ	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、地域インデックス方式、災害収入共済方式及び樹園地方式
びわ、パイナップル	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式
なつみかん、いよかん	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、災害収入共済方式

(参 考) 都道府県ごとに設定された細区分の例

県 名	収 穫 共 済 の 共済目的の種類	細区分	細 区 分 に 属 す る 主 な 品 種 等
A 県 の 場 合	うんしゅうみかん	1 群	早生うんしゅうの品種のうち極早生うんしゅうの品種（4群に属するものを除く。）
		2 群	早生うんしゅうの品種（1群に属する品種及び4群に属するものを除く。）
		3 群	普通うんしゅうの品種（4群に属するものを除く。）
		4 群	プラスチックハウスを用いて栽培されるもの
B 県 の 場 合	指 定 か ん き つ	1 群	ネーブルオレンジ、ぼんかん
		2 群	はっさく
		3 群	清美、セミノール
		4 群	さんぼうかん
		5 群	不知火
C 県 の 場 合	り ん ご	1 群	早生の品種
		2 群	中生の品種のうち世界一、大紅栄、陸奥
		3 群	中生の品種のうちひろさきふじ、やたか、昂林、紅玉、シナノスイート、トキ、涼香の季節、ジョナールド
		4 群	中生の品種（2群及び3群に属する品種を除く。）
		5 群	晩生の品種のうちふじ、シナノゴールド、星の金貨
		6 群	晩生の品種（5群に属する品種を除く。）
		1 群	早生の品種（6群から8群に属するものを除く。）
		2 群	中生の品種のうち巨峰、ピオーネ、紅伊豆、藤

D 県 の 場 合	ぶ ど う		稔、サニールージュ、ゴルビー、多摩ゆたか、安芸クイーン、シャインマスカット（6群から8群に属するものを除く。）
		3 群	中生の品種のうち甲斐路、ロザリオ・ビアンコ、ザリオロッソ、ピッテロビアンコ（6群から8群に属するものを除く。）
		4 群	中生の品種（2群及び3群に属する品種並びに6から8群に属するものを除く。）
		5 群	晩生の品種（6群から8群に属するものを除く。）
		6 群	プラスチックハウスを用いて栽培されるもののうち巨峰、ピオーネ、紅伊豆、ロザリオ・ビアンコ
		7 群	プラスチックハウスを用いて栽培されるもののうちデラウェア
		8 群	プラスチックハウスを用いて栽培されるもの（6及び7群に属する品種を除く。）
E 県 の 場 合	な し	1 群	日本なしの早生の品種
		2 群	日本なしの中生の品種
		3 群	日本なしの晩生の品種
		4 群	西洋なしの品種
F 県 の 場 合	も も	1 群	生食用早生の品種
		2 群	生食用中生の品種
		3 群	生食用晩生の品種
		4 群	加工用の品種
	お う と う	1 群	2群以外の品種
		2 群	ナポレオン、ジャボレー
G 県 の 場 合	か き	1 群	甘がきの品種（2群及び3群に属する品種を除く。）
		2 群	甘がきの品種のうち富有
		3 群	甘がきの品種のうち早秋、太秋
		4 群	渋がきの品種
	う め	1 群	小うめの品種
		2 群	小うめの品種以外の品種
H 県 の 場 合	す も も	1 群	早生の品種
		2 群	中生の品種
		3 群	晩生の品種
	キウイフルーツ	1 群	ゴールドキウイ
		2 群	1群以外の品種

(5) 支払開始割合及び補償限度割合並びに共済限度額割合

ア 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び樹園地方式に係る支払開始割合及び補償限度割合は、類区分ごとに、次の表の左欄に掲げる収獲共済区分に応じて、同表の中欄及びこれに対応する右欄に掲げる割合の中から申告者が選択したものとする。

収獲共済区分	支払開始割合	補償限度割合
全相殺減収方式 全相殺品質方式	20%	70%
	30%	60%
	40%	50%
半相殺減収総合方式	30%	70%
	40%	60%
	50%	50%
半相殺特定危険方式	20%	80%
地域インデックス方式	10%	90%
	20%	80%
	30%	70%
樹園地減収総合方式	40%	60%
樹園地特定危険方式	30%	70%

イ 災害収入共済方式に係る共済限度額割合は、類区分ごとに、80%、70%、60%のうちから申込者が選択したものとする。

4. 共済責任期間

(1) 収獲共済

ア 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺減収総合一般方式、地域インデックス方式、災害収入共済方式及び樹園地減収総合一般方式

次の(ア)から(イ)に示す期間である。果樹は春季に開花しその後結実するが、その花の原基即ち花芽は開花の前年に形成されるので、その花芽の災害も共済対象とするよう下図のようにおおむね1年半位の期間としている。

(ア) りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツ
花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間

(イ) うんしゅうみかん、いよかん及びびわ

春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をす

るに至るまでの期間

(ウ) なつみかん及び指定かんきつ

春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌々の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(エ) パインアップル

夏実の収穫期から当該夏実の収穫期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

イ 半相殺減収総合短縮方式及び半相殺特定危険方式並びに樹園地減収総合短縮方式及び樹園地特定危険方式

次の(ア)から(ウ)に示す期間である。

(ア) りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、すもも及びキウイフルーツ

発芽期から当該発芽期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(イ) うんしゅうみかん、いよかん及びうめ

開花期から当該開花期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(ウ) なつみかん、指定かんきつ及びびわ

開花期から当該開花期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(注) 共済責任期間の「果実の収穫」とは、果実を適期に採取し、樹園地から搬出することである。ただし、当該樹園地内において貯蔵する場合は、その貯蔵する時までをいう。

(2) 樹体共済

樹体共済は、共済規程等で定める日から1年間である。

なお、共済規程等で定める日は、引受事務の効率化等の観点から、収穫共済の全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺減収総合一般方式、地域インデックス方式、災害収入共済方式及び樹園地減収総合一般方式の始期に合わせることにしている。

5. 共済事故

(1) 収穫共済

収穫共済の共済事故は、以下のアからエに掲げる災害等で果実の減収又は品質の低下を伴うものに限る。

- ア 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- イ 火災
- ウ 病虫害
- エ 鳥獣害

(2) 樹体共済

収穫共済と同じ（果樹の枯死、流出、滅失、埋没、又は損傷を伴うものに限る。）。

6. 補償の対象とする損害

(1) 収穫共済

収穫共済の補償の対象とする損害は、各方式ごとに以下のとおりである。

- ア 全相殺減収方式、半相殺減収総合方式、地域インデックス方式、樹園地減収総合方式
共済事故により生じた果実の減収
- イ 全相殺品質方式
共済事故により生じた果実の減収及び品質の低下
- ウ 災害収入共済方式
共済事故により生じた果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少
- エ 半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式

(ア) 減収暴風雨方式

暴風雨（最大風速13.9メートル毎秒以上の暴風雨又は最大瞬間風速20.0メートル毎秒以上の暴風雨をいう。以下同じ。）による果実の減収

(イ) 減収ひょう害方式

ひょうによる果実の減収

(ウ) 減収凍霜害方式

凍傷又は降霜による果実の減収

(エ) 減収暴風雨・ひょう害方式

暴風雨又は降ひょうによる果実の減収

(オ) 減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式

暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収

(2) 樹体共済

共済事故による樹体の枯死、流失、滅失、埋没及び損傷。

この場合の損傷とは、主枝に係る損傷であり、かつ、その程度がその損傷に係る果樹のその損傷を受ける直前における樹冠容積の2分の1以上の部分にわたる程度のものとしている。

7. 共済関係の成立

共済関係は、収穫共済にあっては、共済目的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあってはその共済目的の種類ごと及び共済責任期間ごとに、加入資格者が現に栽培をしている収穫共済又は樹体共済の共済目的たる果樹（次に掲げる果樹を除く。）の全てを果樹共済に付することを申込み、組合等がこれを承諾することによって成立する。

共済関係を成立させないことを相当とする次の事由に該当する果樹

- ア 類区分ごとの栽培面積が、5アールを下回らず30アールを超えない範囲を事業規程等で定める面積に達しない場合
- イ 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通される場合
- ウ 当該果樹に係る標準収穫量、基準収穫量又は共済価額の適正な決定が困難である場合
- エ 当該果樹に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難である場合
- オ 当該果樹の栽培が果実の収穫を目的としないことその他当該果実につき通常の肥培管理が行われず、又は行わないおそれがある場合

（注）自動継続特約

組合等は、果樹共済の申込みの承諾の際、申込者からの申出により翌年以降の年産の果樹について申込期間が終了するまでに当該申込者から果樹共済の申込みをしない旨の意思表示がないときは、当該果樹共済の申込みがあったものとする旨の特約をすることができる。

8. 標準収穫量

- （1）標準収穫量とは、概念的にはその年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに期待し得る収量のことで、いわゆる平年の収穫量である。従って、これは、いわゆる「被害がないという前提での収穫量」とは異なり、平年的な減収量が見込まれたものである。
- （2）この標準収穫量は、全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、及び樹園地方式による収穫共済において、収穫共済の類区分ごと（細区分が定められているものにあつては細区分ごと）、樹園地ごと（全相殺減収方式及び全相殺品質にあつては組合員等ごと）に定められ、共済金額の算定基準となるものである。
- （3）標準収穫量の決め方は、次のとおり。

ア 全相殺減収方式

組合等は、細区分ごと、組合員等ごとに最近5か年（隔年結果がある樹種は6か年）の出荷実績から平均的な10a当たり収穫量を算定し、それに樹齢構成の変化等による収穫量の伸び率を乗じて10a当たり標準収穫量を定め、これに当該組合員等の当該細区分ごとの引受面積を乗じて得た収穫量を基礎に樹体の状況（高接ぎ等）を参酌して標準収穫量を定める。

イ 全相殺品質方式

アの方法によって定められた標準収穫量（重量）に、更に組合員等ごとの品質指数を乗じた数量をもって標準収穫量とする。

（注）品質指数は基準年（最近2か年）における出荷実績から算定した組合等の平均評点数（1kg当たり販売価額）に対するその組合員等の平均評点数（1kg当たり販売価額）の比である。

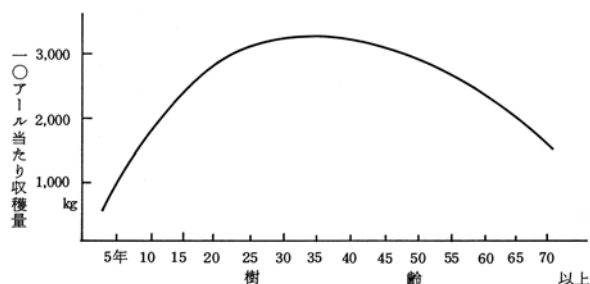
ウ 半相殺方式及び樹園地方式

順 序	決 め 方
農 林 水 産 省 ↓	農林水産省経営局長は、毎年、収穫共済の共済目的の種類ごとに、農林水産統計資料等の最近5か年中中庸3か年（隔年結果がある場合には6か年中中庸4か年）平均の10a当たり収穫量を基礎に都道府県ごとの10a当たり収穫量を決定し、通知する。
都 道 府 県 ↓	知事は、類区分ごとに、組合等ごとの農林水産統計資料その他関係機関が作成した果樹に関する資料の最近5か年中中庸3か年平均の10a当たり収穫量及び栽培面積により、組合等別ごとの10a当たり収穫量を決定し、通知する。 なお、この通知する組合等の10a当たり収穫量の平均は、農林水産省経営局長の通知に一致しなければならない。
農 業 共 済 組 合 等 農 家 樹 園 地 樹 園 地 農 家 樹 園 地 樹 園 地	組合等は、類区分ごと（細区分が定められているものにあつては細区分ごと）、引受けの対象となった樹園地ごとに、当該樹園地の樹齢ごとの面積（又は植栽本数）に知事が通知した10a当たり収穫量に一致するように定めた年産別標準収量表の樹齢ごとの10a当たり（又は1本当たり）収穫量を乗じて得た収穫量（園地条件、肥培管理状況が把握できるときは、その状況を加味した収穫量）を基礎に樹体状況（高接ぎ等）及び損害評価実績を参酌して標準収穫量を定める。なお、特定危険方式及び減収総合短縮方式にあつては、当該短縮期間内において果実の減収が見込まれる被害分を差し引く方法により定める。

標準収量表とは、果樹は永年性作物の特性から生長に応じて収穫量が増大し、盛果期を過ぎると次第に減退していくものであることにかんがみ、この樹齢に応じた10a当たり及び1本当たりの標準的収穫量を表にしたものである。

この標準収量表は、組合等の区域について類区分ごと（品種、地域又は栽培条件、植栽形態等により平均的な収穫量に差があるときは、その要因ごと）に作成するものであり、年産ごとの標準収量表は樹齢別結果樹面積を重みとした類区分ごと及び組合等ごとの平均値が知事が指示した10a当たり収穫量に一致するように定める。また、この標準収量表は一般に3年ごとに作成する。

標準収量表グラフの例（うんしゅうみかん1類）



エ 地域インデックス方式

組合等は、果実の年産ごと及び統計地域単位ごとに統計地域単位における統計単収の過去5か年中中庸3か年（うんしゅうみかんについては過去6か年中中庸4か年）の平均値に樹齢構成係数及び栽培面積を乗じた数量を標準収穫量とする。なお、統計単収の全部又は一部が欠ける年産がある場合は、統計データが揃うまで、全国の統計単収を用いる。

9. 基準生産金額

- (1) 基準生産金額とは、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに得られる平年的な生産金額である。
- (2) 基準生産金額は、災害収入共済方式において、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに定められ、共済金額や共済掛金の額の算出基礎となり、また、共済金の額の算出基礎となるものである。
- (3) 基準生産金額は、年産ごと、類区分ごとに、最近5か年の出荷資料又は青色申告書等によって各年の10アール当たり生産金額（総販売金額から農業協同組合等の控除する必要経費部分を差し引いて得た額を果樹の栽培面積で除したもの）を算定し、これに引受面積を乗じて得られた生産金額を基礎に樹齢構成の変化及び樹体の状況（高接ぎ等）を参酌して定める。

10. 共済金額

(1) 収穫共済

ア 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び樹園地方式
組合員等ごと及び類区分ごと（細区分がある場合には細区分ごと）に、果実の単位当たり価額に標準収穫量を乗じた額（標準収穫金額）の合計金額の40%に相当する金額以上、標準収穫金額の合計金額に補償限度割合を乗じて得た金額以下の範囲内で、申込者が選択した金額である。

（例）りんご1類

（1kg当たり価額）			（標準収穫量）		（標準収穫金額）	
1群	130円	×	3,000kg	=	390,000円	
2群	280円	×	2,000kg	=	560,000円	
計			5,000kg		950,000円	
（標準収穫金額）			（選択割合）		（共済金額）	
950,000円			×	70%	=	665,000円

単位当たり価額は、最近4か年中の中庸2か年平均の農家手取価格を基礎にして、農林水産大臣が価格差に応じて細区分ごと、都道府県の区域を分けた地域ごとに定める。

イ 災害収入共済方式

組合員等ごと、類区分ごとに基準生産金額の40%以上、共済限度額以下の範囲内において申込者が選択した金額である。

(2) 樹体共済

組合員等ごと及び共済目的の種類ごとに、共済価額（標準収穫金額に樹齢ごとの換算係数を乗じた額）の40%以上80%以下の範囲内において申込者が選択した金額である。

（例）樹齢区分がある場合（うんしゅうみかん 1 類）

				(注)	
(樹齡区分ごとの標準収穫金額)		(樹齡ごとの換算係数)		(共 済 価 額)	
7 年生	150,000円	×	7.4	=	1,110,000円
18年生	200,000円	×	5.4	=	1,080,000円
計	350,000円	――		2,190,000円	
(共 済 価 額)		(選 択 割 合)		(共 済 金 額)	
2,190,000円		×	80%	=	1,752,000円

11. 基準収穫量

- (1) 基準収穫量とはその年の天候を平年並みとして、肥培管理なども普通一般並みに行われたときに得られるいわば平年の収穫量であり、全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺減収総合方式、樹園地減収総合方式及び地域インデックス方式においては被害があったとき、損害評価の基準として支払共済金の額の算定の基準となるものである。

また、災害収入共済方式においては被害があったとき、減収又は品質の低下があったか否かを判断する基準となるものである。

- (2) 基準収穫量の設定方法は各方式ごとにおおむね次のとおりである。

ア 全相殺減収方式及び全相殺品質方式

当該引受けに係る年産の前年産の果実の出荷資料又は青色申告書等が明らかになった時点で細区分ごと、組合員等ごとに隔年結果の状況に応じて標準収穫量を調整して定める。

イ 半相殺方式及び樹園地方式

共済責任期間の開始後開花期までの間に細区分ごと及び引受けの対象となった樹園地ごとに、園地条件、肥培管理及び隔年結果の状況のほか、損害評価実績及び高接ぎ、樹体の損傷等を勘案して標準収穫量を調整して定める。

なお、細区分ごと及び樹園地ごとの基準収穫量を類区分ごとに当該組合等について合計して得られる数量は、当該樹園地の当該細区分に係る標準収穫量を同様に合計して得られる数量に100分の110を乗じて得られる数量を超えない範囲内となるようにしなければならない。

ただし、特定組合以外の組合等にあつては当該組合等が属する都道府県連合会に、特定組合等にあつては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。

ウ 地域インデックス方式

当該引受けに係る年産の前年産の統計単収が明らかになった時点で、統計単位地域ごとと類区分ごとに定める。

なお、うんしゅうみかん以外の果樹については標準収穫量と同じ数量とし、うんしゅうみかんについては、統計単位地域ごと及び類区分ごとに隔年結果を状況に応じて標準収穫量を調整して定める。

エ 災害収入共済方式

当該引受けに係る年産の前年産の果実の出荷資料又は青色申告書等が明らかになった時点で、類区分ごと及び組合員等ごとに最近5か年（隔年結果がある場合は6か年）の出荷実績から算出した平均的な10a当たり収穫量に樹齢構成の変化等による収穫量の伸び率、隔年結果がある場合には隔年結果による収穫量の変動係数及び引受面積を乗じて得られる数量を基礎とし、樹体の状況（高接ぎ、樹体の損傷等）を参酌して定める数量に、更に組合員等ごとの品質指数を乗じて定める。

この場合の品質指数は基準年（最近2か年）の出荷実績から算定した組合等の1kg当たり平均価格に対するその組合員等の1kg当たり平均価格の比である。

オ 半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式

共済責任期間の開始後遅滞なく、細区分ごと及び組合員等の樹園地ごとに全ての組合員等の全樹園地について摘果終了後に検見又は実測の方法により着果数を調査する。この着果数と、標準収穫量を細区分ごとの平均果実重（代表的な集出荷施設の最近２年間の出荷実績等から算出したもの。）で除して得た数量とのいずれか大きい数を着果数とし、この着果数に細区分ごとの平均果実重を乗じて定める。

12. 共済掛金

(1) 共済掛金

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率

※共済掛金率（共済掛金区分等ごと、危険段階ごと）＝ 農林水産大臣が定める共済掛金標準率を基礎として組合等が定める基準共済掛金率（共済掛金区分等ごと、危険段階ごと）を下回らない範囲内において、組合等が定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、過去20年間の被害率を基礎とし、農業共済団体の保有する積立金の水準に応じた調整措置を講じて設定する。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、３年ごとに一般に改定する。

(2) 危険段階別共済掛金率の設定及び適用

組合等は、組合員等ごとの共済金の支払実績に応じて、危険段階別共済掛金率（農林水産大臣が定める共済掛金標準率に合わせて３年ごとに設定）を設定する。

危険段階の区分数は、基準となる区分「０」を中心に上下20区分ずつの計41区分とし、毎年、組合員等ごとの損害率により、適用すべき危険段階区分を判定し、当該区分に対応する共済掛金率を、その年の共済関係に適用する。

※共済金支払がなければ、基本１段階ずつ下がる。

13. 共済掛金の国庫負担

国庫は、類区分ごとに、組合員等が支払うべき共済掛金のうち、共済金額に基準共済掛金率（防災施設割引の対象となる場合は、基準共済掛金率 × （1－防災施設割引率））を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額を負担する。

（例） うんしゅうみかん 1 類（半相殺減収総合一般方式）

$$\begin{array}{llll} \text{（共 済 掛 金）} & & \text{（共 済 金 額）} & \text{（ 共 済 掛 金 率 ）} \\ 17,145\text{円} & = & 245,000\text{円} & \times 6.998\% \\ \text{（国庫負担共済掛金）} & & \text{（共 済 掛 金）} & \text{（ 国 庫 負 担 率 ）} \\ 8,572\text{円} & = & 17,145\text{円} & \times 1/2 \\ \text{（農家負担共済掛金）} & & \text{（共 済 掛 金）} & \text{（国 庫 負 担 共 済 掛 金）} \\ 8,573\text{円} & = & 17,145\text{円} & - 8,572\text{円} \end{array}$$

14. 共済金等の支払

（1）共済金の支払

組合等の支払う共済金は、次により算出する。

ア 収穫共済

① 全相殺減収方式及び全相殺品質方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、共済事故による損害割合が20%（又は30%、40%）を超えた場合に、共済金額に損害割合に応じた共済金の支払割合を乗じて算出した額

$$\text{支払共済金} = \text{共済金額} \times \text{支払割合}$$

② 半相殺減収総合方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、共済事故による損害割合が30%（又は40%、50%）を超えた場合に、共済金額に損害割合に応じた共済金の支払割合を乗じて算出した額

$$\text{支払共済金} = \text{共済金額} \times \text{支払割合}$$

③ 地域インデックス方式

類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、共済事故による損害割合が10%（又は20%、30%）を超えた場合に、共済金額に損害割合に応じた共済金の支払割合を乗じて算出した額

$$\text{支払共済金} = \text{共済金額} \times \text{支払割合}$$

④ 樹園地減収総合方式

類区分ごと及び樹園地ごとに、共済事故による損害割合が40%を超えた場合に、共済金額に損害割合に応じた共済金の支払割合を乗じて算出した額

$$\text{支払共済金} = \text{共済金額} \times \text{支払割合}$$

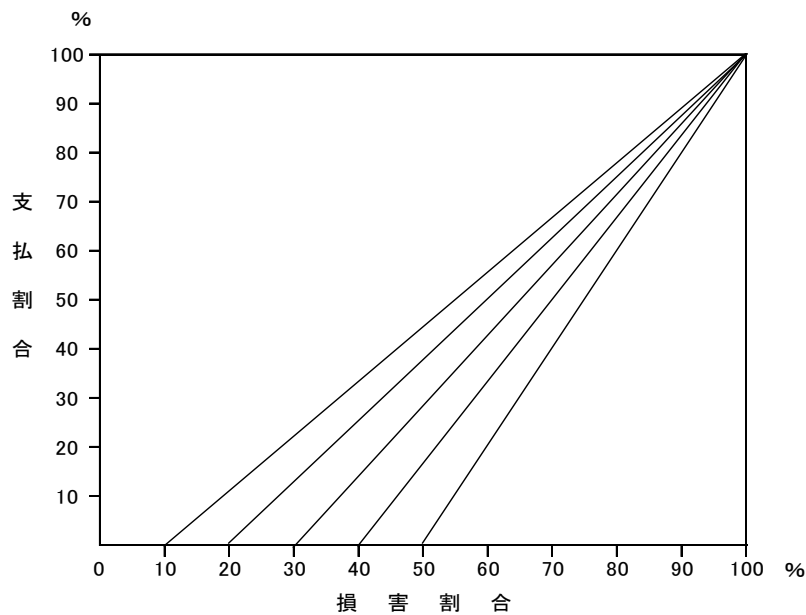
⑤ 半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式

類区分ごと及び組合員等ごと（樹園地方式にあっては樹園地ごと）に、共済事故（第2の6の（1）のエの特定の共済事故による損害に限る。）による損害割合が20%（樹園地方式にあっては30%）を超えた場合に、共済金額に損害割合に応じた共済金の支払割合を乗じて算出した額

$$\text{支払共済金} = \text{共済金額} \times \text{支払割合}$$

⑥ 損害割合と支払割合

①から⑤における損害割合に応じた共済金の支払割合は次のとおり。



支払開始割合	共済金支払割合
10%	$10/9 \times \text{損害割合} - 1/9$
20%	$5/4 \times \text{損害割合} - 1/4$
30%	$10/7 \times \text{損害割合} - 3/7$
40%	$5/3 \times \text{損害割合} - 2/3$
50%	$2 \times \text{損害割合} - 1$

損害割合に応じた共済金の支払割合（支払開始割合が30%の例）

区分	損害割合（%）									
	30%を超え 30.5%未満	31	35	40	50	60	70	80	90	100
共済金支払割合（%）	0.4	1	7	14	29	43	57	71	86	100

(例) りんごの1類(支払開始割合が30%の場合)

$$\begin{aligned}
 & \text{(共済金)} \quad \text{(共済金額)} \quad \text{(支払割合)} \\
 & 192,850\text{円} = 665,000\text{円} \times 29\% \quad (50\% \text{の損害割合の場合}) \\
 \\
 & 50\% \text{の損害割合} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{基準} \\ \text{収穫金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{1群の} \\ \text{実収穫量} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{1群の1kg} \\ \text{当たり価額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{2群の} \\ \text{実収穫量} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{2群の1kg} \\ \text{当たり価額} \end{array} \right)}{950,000\text{円}} \\
 & \quad = \frac{950,000\text{円} - (1,500\text{kg} \times 130\text{円}) + 1,000\text{kg} \times 280\text{円}}{950,000\text{円}}
 \end{aligned}$$

⑥ 災害収入共済方式

類区分ごとに、その年産における組合員等の収穫量に、その年産における当該果樹の品質の程度に応じ農林水産大臣の定める方法(以下「品質指数」という。)により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員等の基準収穫量に達しない場合〔(実収穫量×品質指数) < 基準収穫量〕であって、かつ、当該年産の生産金額が共済限度額に達しないときに、共済限度額から当該年産の生産金額を差し引いて得た金額に共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た額

支払共済金 = 〔共済限度額(基準生産金額×8割(又は7割、6割))

－ 当該果樹の生産金額〕× 共済金額／共済限度額

(例)

$$\begin{aligned}
 & \text{(共済金)} \quad \text{(共済限度額)} \quad \text{(生産金額)} \quad \left(\frac{\text{共済金額}}{\text{共済限度額}} \right) \\
 & 225,000\text{円} = (800,000\text{円} - 500,000\text{円}) \times \frac{600,000\text{円}}{800,000\text{円}} \\
 & \quad \quad \quad (50\% \text{損害のとき})
 \end{aligned}$$

(注) 共済金額は基準生産金額の80%を限度としたとき、この例の場合は基準生産金額が1,000,000円であるので、共済限度額はその80%、つまり、800,000円となる。また、この例は共済限度額800,000円であるのに対し、共済金額600,000円を組合員等が選択した場合である。

イ 樹体共済

樹体共済の共済目的の種類ごとに、損害額が10万円又は共済価額の1割のいずれか小さい金額を超える損害があった組合員等に対し、以下の式により算出される額

支払共済金 = 損害額 × 共済金額／共済価額

※ 損害額 = Σ (樹体共済の共済目的の種類の細区分別・樹齢区分別の全損換算本数 × 樹体共済の共済目的の種類の細区分別・樹齢区分別の1本当たり価額)

$$\begin{array}{l} \text{※ 樹体共済の共済目的の種類の} \\ \text{細区分別・樹齢区分別の全損} \\ \text{換算本数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{細区分別・} \\ \text{樹齢区分別} \end{array} \Sigma \left\{ \frac{\text{損害程度}}{\text{別本数}} \times \text{損害程度(中央値)} \right\}$$

$$\begin{array}{l} \text{※ 樹体共済の共済目的の種類の} \\ \text{細区分別・樹齢区分別の1本} \\ \text{当たり価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{樹体共済の共済目的の種類の細区分別} \\ \text{・樹齢区分別の共済価額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{樹体共済の共済目的の種類の細区分別} \\ \text{・樹齢区分別の引受本数} \end{array}}$$

(例)

樹齢区分のある場合（うんしゅうみかん1類）

$$\begin{array}{l} \text{(共済金)} \qquad \qquad \text{(損害額)} \qquad \qquad \left(\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \right) \dots\dots\dots \text{付保割合} \\ \\ 872,000\text{円} = 1,090,000\text{円} \left[\frac{\text{共済価額219万}}{\text{円の50\%損害}} \right] \times \frac{1,752,000\text{円}}{2,190,000\text{円}} \\ \\ \text{(損害額)} \qquad \left[\frac{\text{7年生1本}}{\text{当たり共済価額}} \right] \left[\frac{\text{全損}}{\text{換算本数}} \right] \left[\frac{\text{18年生1本}}{\text{当たりの共済価額}} \right] \left[\frac{\text{全損}}{\text{換算本数}} \right] \\ 1,090,000\text{円} = 5,500\text{円} \times 100\text{本} + 10,800\text{円} \times 50\text{本} \end{array}$$

(2) 保険金の支払

連合会の支払う保険金は、収穫共済にあっては収穫共済の共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び組合等ごと、樹体共済にあっては共済目的の種類ごと及び組合等ごとに次により算出する。

ア 通常災害組合等の場合

保険金＝支払共済金×責任保険歩合

イ 異常災害組合等の場合

保険金は以下の①～③を合計して得た額である。

①＝（支払共済金－通常責任共済金額）×0.9

②＝（支払共済金－通常責任共済金額－①）×責任保険歩合

③＝通常責任共済金額×責任保険歩合

(3) 再保険金の支払

政府の支払う再保険金は、果樹再保険区分（全ての共済目的の種類に係る災害収入共済方式以外の収穫共済及び樹体共済と、共済目的の種類ごとの災害収入共済方式の収穫共済との別）ごとに次により算出する。

再保険金＝（支払共済金（異常災害組合等の支払共済金の合計）

－通常責任共済金額（異常災害組合等の通常責任共済金額の合計））×0.9

15. 共済責任の分担

(1) 保険関係及び再保険関係の成立と単位

組合等と組合員等の間に共済関係が成立したときは、3段階制の場合にあっては、都道府県連合会と組合等との間に保険関係が、政府と都道府県連合会との間に再保険関係が、2段階制の場合にあっては、政府と特定組合等との間に保険関係が当然に成立する。

この保険関係及び再保険関係の単位は、次のとおり。

ア 3段階制の場合

(ア) 都道府県連合会と組合等との保険関係

果樹連合会保険区分（収穫共済は、共済目的の種類別の別、引受方式の別、短縮方式及び特定危険方式の別。樹体共済は、共済目的の種類別の別）ごと

(イ) 都道府県連合会と政府との再保険関係

果樹再保険区分（全ての共済目的の種類に係る災害収入共済方式以外の収穫共済及び樹体共済と、共済目的の種類ごとの災害収入共済方式の収穫共済との別）ごと

イ 2段階制の場合（特定組合等と政府との保険関係）

果樹政府保険区分（全ての共済目的の種類に係る災害収入共済方式以外の収穫共済及び樹体共済と、共済目的の種類ごとの災害収入共済方式の収穫共済との別）ごと

(2) 責任分担

ア 3段階制における果樹共済の責任分担

(ア) 組合等と都道府県連合会の保険関係

組合等ごとの共済金額のうち、果樹異常共済責任金額 $\times 90/100$ に相当する額（a）を除いた分について、組合等と都道府県連合会が歩合（果樹責任保険歩合）により責任を分担する。そのうち、組合等はbを都道府県連合会の保険に付し、残りの部分（c）を保有する。

a：果樹異常責任共済金額 $\times 90/100$

b：（総共済金額－a） $\times$ 果樹責任保険歩合（2～8割）

※果樹異常責任共済金額 = 総共済金額 － 果樹通常責任共済金額

※果樹通常責任共済金額 =

Σ （総共済金額（共済掛金区分等、危険段階ごと） $\times$ 危険段階別果樹通常標準被害率）

※危険段階別果樹通常標準被害率（危険段階ごと） =

農林水産大臣が定める果樹通常標準被害率（共済掛金区分等ごと）

$\times$ 基準共済掛金率（危険段階ごと） $\div$ 共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）

※果樹通常標準被害率（共済掛金区分等ごと） =

果樹各年被害率の標準的な水準を勘案して農林水産大臣が定める

※果樹責任保険歩合 = 2～8割（農林水産大臣が定める割合）

(イ) 都道府県連合会と政府の再保険関係

都道府県連合会は、果樹再保険区分ごとに（ Σ （果樹異常責任共済金額 $\times 90/100$ ）に相当する金額（a：再保険金額）を政府の再保険に付す。

a：再保険金額（果樹再保険区分ごと） = Σ （果樹異常責任共済金額 $\times 90/100$ ）

(ウ) 保険料

保険料は、果樹連合会保険区分ごとに、次の a 及び b の金額を合計して得た金額とする。

a 果樹異常責任共済掛金 $\times 90/100$

※果樹異常責任共済掛金＝総共済金額（共済掛金区分等、危険段階ごと） $\times$ 危険段階別果樹保険料基礎率

※危険段階別果樹保険料基礎率（危険段階ごと）＝

農林水産大臣が定める保険料基礎率（共済掛金区分ごと）

$\times$ 基準共済掛金率（危険段階ごと） $\div$ 共済掛金標準率（共済掛金区分ごと）

※保険料基礎率（共済掛金区分ごと）＝果樹異常各年被害率を基礎として農林水産大臣が定める。

b （総共済掛金 － a） $\times$ 果樹責任保険歩合

(エ) 再保険料

再保険料は、果樹再保険区分ごとの、次の金額とする。

Σ （果樹異常責任共済掛金（果樹連合会保険区分ごと））

$\times$ 農林水産大臣が定める係数 $\times 90/100$

(オ) 保険金の支払

都道府県連合会の支払う保険金は、果樹連合会保険区分ごとに次により算出する。

a 通常災害組合等の場合

保険金 ＝ 支払共済金 $\times$ 果樹責任保険歩合

b 異常災害組合等の場合

保険金 ＝（支払共済金 － 果樹通常責任共済金額） $\times 90/100$

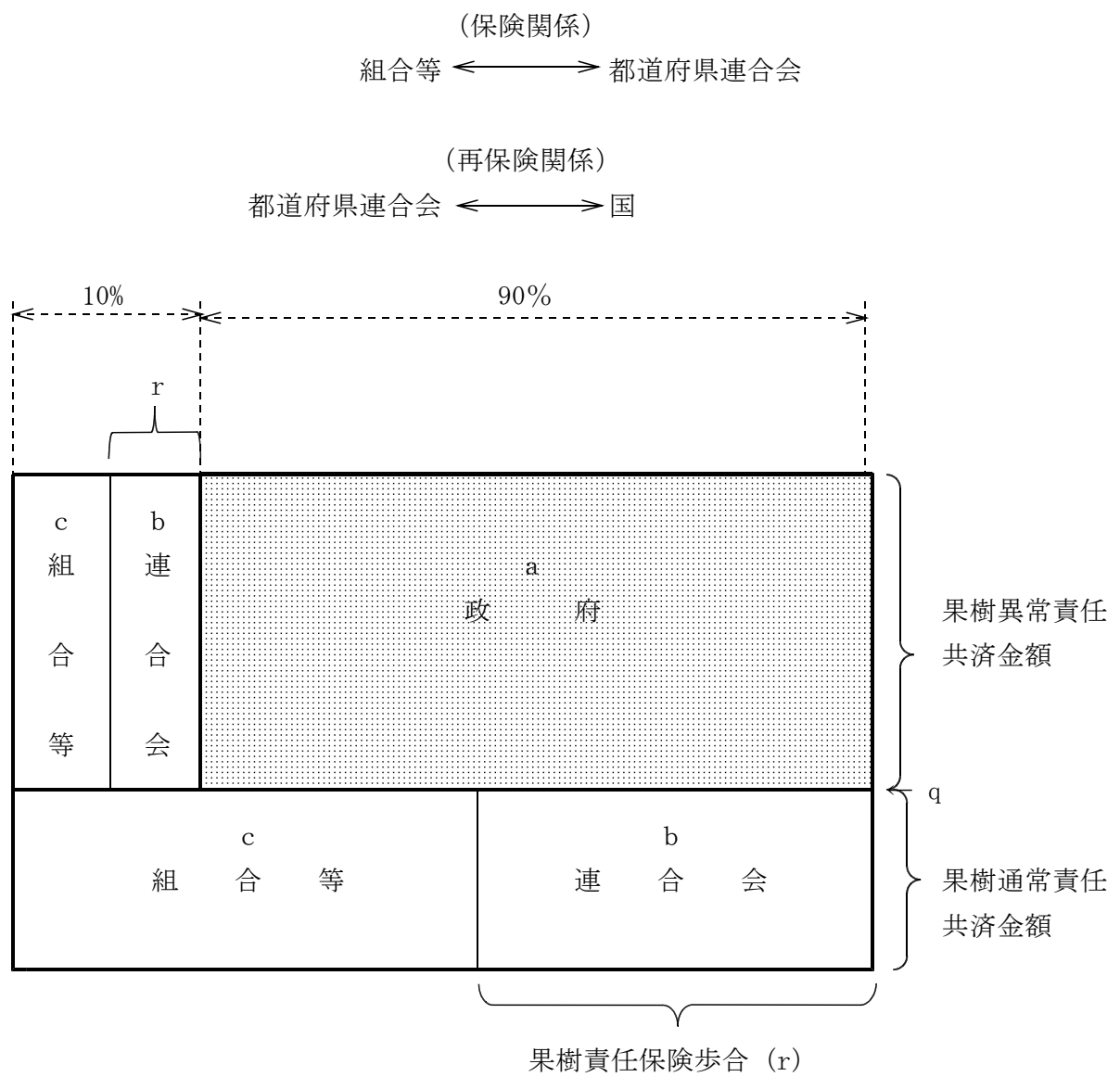
＋（果樹通常責任共済金額 $\times$ 果樹責任保険歩合）

(カ) 再保険金の支払

政府が支払う再保険金は、果樹再保険区分ごと、組合等ごとに、次により算出する。

再保険金 ＝（支払共済金 － 果樹通常責任共済金額） $\times 90/100$

責任分担図（3段階制）



イ ２段階制における果樹共済の責任分担

(ア) 特定組合等と政府の保険関係

特定組合等の保有する責任は共済金額の全てであるが、そのうち果樹政府保険区分ごとのΣ（果樹異常責任共済金額）× 90/100に相当する金額（a：保険金額）を政府の保険に付す。

$$b \text{（特定組合等保有部分）} = \text{総共済金額} - a$$

(イ) 保険料

保険料は、果樹政府保険区分ごとに、次の金額を合計して得た金額とする。

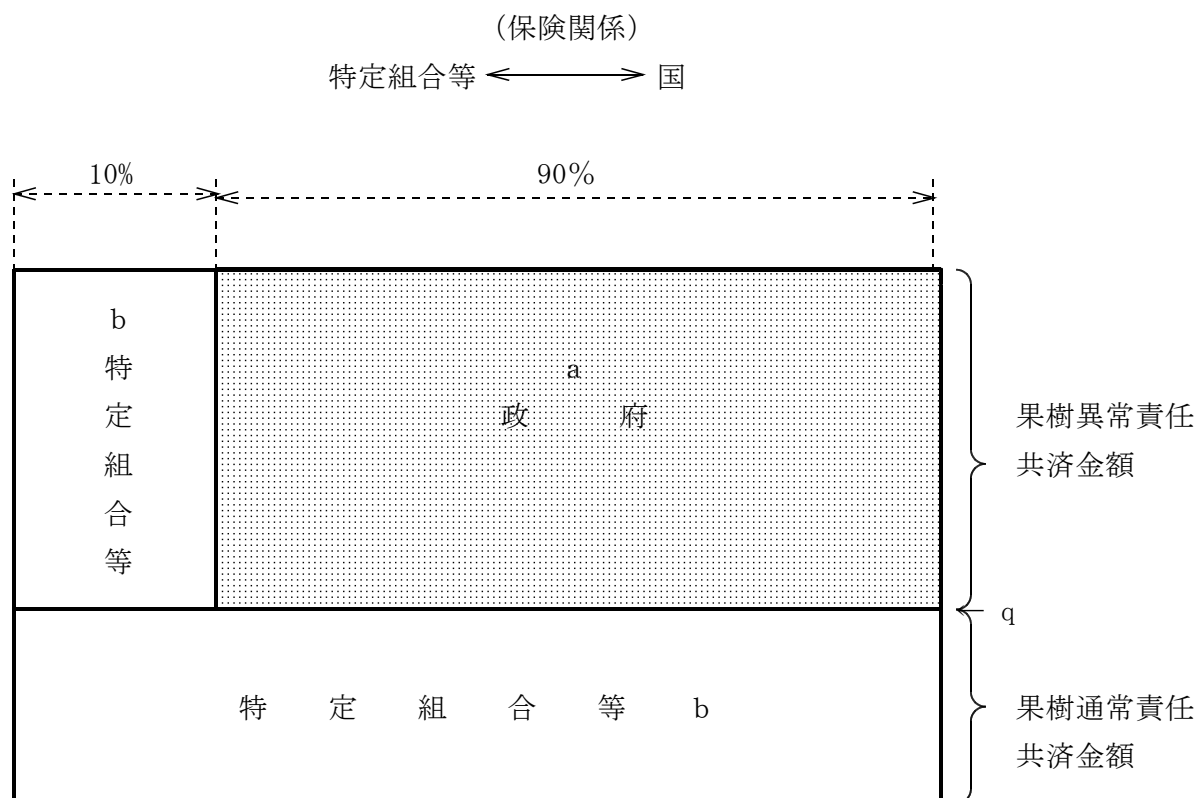
$$\text{果樹異常責任共済掛金} \times 90/100$$

(ウ) 保険金の支払

政府が支払う保険金は、果樹政府保険区分ごと及び特定組合等ごとに、次により算出する。

$$\text{保険金} = (\text{支払共済金} - \text{果樹通常責任共済金額}) \times 90/100$$

責任分担図（２段階制）



16. 共済掛金国庫負担金の処理

共済掛金国庫負担金は都道府県連合会及び組合等に交付するが、その交付は、組合等ごと及び負担金交付区分（共済責任期間の開始の時期を勘案して農林水産大臣が定める共済関係の区分であり、次の区分

第1区分：全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式（短縮方式及び特定危険方式を除く。）、地域インデックス方式、災害収入共済方式、樹園地方式（短縮方式及び特定危険方式を除く。）及び樹体共済に係る共済関係と

第2区分：半相殺方式（短縮方式及び特定危険方式に限る。）及び樹園地方式（短縮方式及び特定危険方式に限る。）に係る共済関係の別をいう。）

ごとに合計し、その合計額（以下「組合等別国庫負担金」という。）を基礎として、次のように行われる。

ア 組合等交付金

組合等ごと及び負担金交付区分ごとに組合等別国庫負担金と組合等別保険料（組合等ごと及び負担金交付区分ごとの保険料をいう。以下同じ。）とを比較し、組合等別国庫負担金が組合等別保険料より大きい場合は、その差の部分の金額に当該組合等の農家負担共済掛金の徴収割合を乗じて得た金額を交付する。

イ 都道府県連合会交付金（3段階制の場合）

会員たる組合等ごと及び負担金交付区分ごとに組合等別国庫負担金と組合等別再保険料（組合等ごと及び負担金交付区分ごとの再保険料をいう。以下同じ。）とを比較し、組合等別国庫負担金が組合等別再保険料より大きい組合等のその差額の部分（組合等別国庫負担金＞組合等別保険料のときは、組合等別保険料と組合等別再保険料の差額に相当する金額に限る。）に当該組合等の農家負担共済掛金の徴収割合を乗じて得た金額の合計金額を交付する。

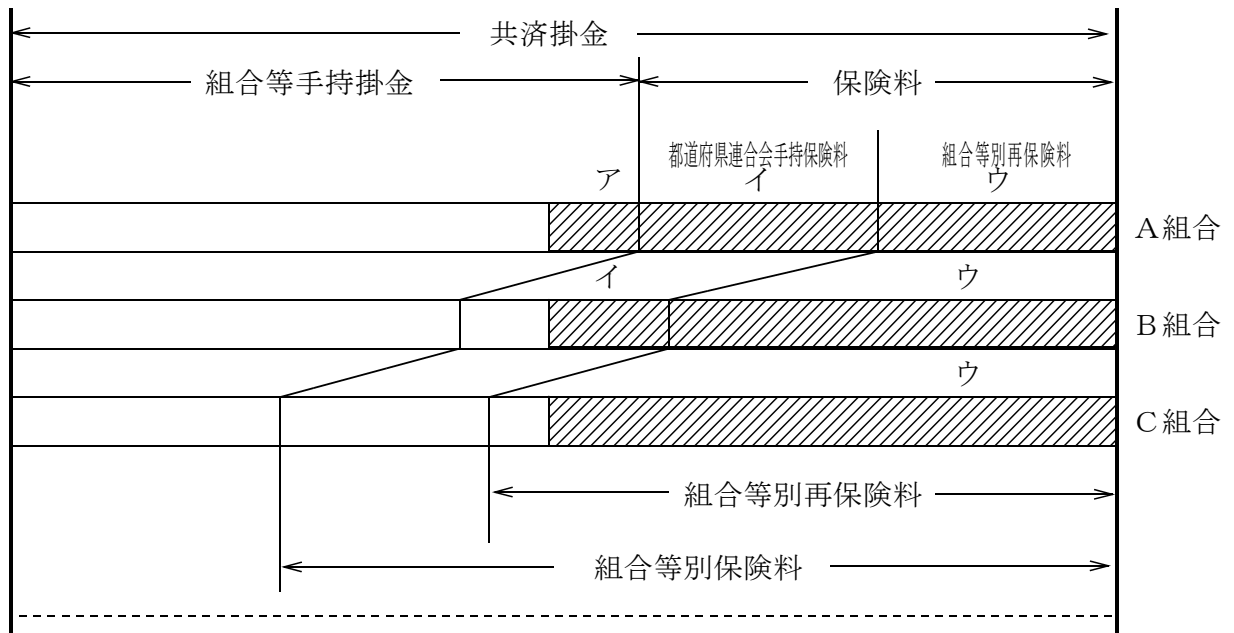
なお、組合等別再保険料が組合等別国庫負担金を超える組合等がある場合は、当該組合等の組合等別再保険料から組合等別国庫負担金を差し引いて得た金額を差し引いて交付する。

ウ 食料安定供給特別会計への計上

組合等別国庫負担金のうち組合等別再保険料（組合等別再保険料＞組合等別国庫負担金の場合は組合等別国庫負担金）を、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上する。

※ウにおいて、2段階制の場合は「組合等別再保険料」を「組合等別保険料」と読み替える。

交付金の概念図（３段階制の場合）



(注) 共济掛金のうち網かけ部分……国庫負担額（組合等別国庫負担金）
白地部分……農家負担額

Ⅱ 用語の説明

1. 組合等手持掛金

組合等が組合員等に支払う共済金の財源の一部となるものであり、共済掛金総額から保険料を差し引いた残額である。

2. 連合会手持保険料

連合会が組合等に支払う保険金の財源の一部となるものであり、保険料から再保険料を差し引いた残額である。

3. 組合等交付金・連合会交付金

負担金交付区分ごとに、共済掛金国庫負担額が保険料の額を上回るときは、その差額を組合等交付金として政府から組合等に交付する。

連合会手持保険料が徴収保険料の額を上回るときは、その差額が連合会交付金となる。

4. 組合等負担額・連合会負担額・政府負担額

共済金は、組合等、連合会及び政府によって負担区分されており、以下により算出する。

組合等負担額 = 共済金 - 保険金

連合会負担額 = 保険金 - 再保険金

政府負担額 = 再保険金

5. 金額被害率

金額被害率は、基準共済掛金率の算定基礎となるものであり、以下により算出する。

金額被害率 = 共済金 ÷ 共済金額 × 100

上記以外の用語については、「Ⅰ 果樹共済事業の概要」を参照。

Ⅲ 利用上の注意

1. 農業共済制度は、3段階制又は2段階制で運営されている。

3段階制：市町村を区域とする農業共済組合－都道府県を区域とする農業共済組合連合会－政府（食料安定供給特別会計）

2段階制：都道府県を区域とする農業共済組合－政府（食料安定供給特別会計）

令和3年産果樹共済における2段階制の都府県は、以下のとおりである。

青森県、岩手県、宮城県、秋田県（半相殺減収総合一般方式及び地域インデックス方式は引受時により3段階制で実施）、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県（半相殺減収総合一般方式、災害収入共済方式及び樹体共済は引受時により3段階制で実施）、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県（全相殺減収方式において、びわは引受時により3段階制で実施）、熊本県、大分県、宮崎県及び沖縄県

なお、2段階制の都府県においては、連合会に係る項目を「…」で表記し、保険関係を以下のように整理している。

「保険料」→「再保険料」の欄

「保険金」→「再保険金」の欄

「保険金額」→「再保険金額」の欄

2. 単位未満は四捨五入しているため、合計値と内訳が一致しない場合がある。

3. 統計表中に使用した記号は、以下のとおりである。

「0」：被害又は支払が無いもの

「0.0」：単位に満たないもの

「－」：実績のないもの

「…」：事実不詳

「△」：負数